

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、「山形県水産振興条例」（令和3年3月県条例第39号）第7条の規定に基づき、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

また、「第5次農林水産業元気創造戦略」（令和7年3月策定）に掲げる基本戦略5「付加価値の高い持続可能な水産業の実現」の達成に向けたアクションプランとして位置づけます。

なお、この計画における内水面漁業に関する事項については「内水面漁業の振興に関する法律¹」第10条の規定に基づく県の計画とします。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

3 推進体制

○ 本計画の推進については、県産水産物の生産、加工、流通・販売、消費に関する団体や市町村、県等の行政機関を構成員とする「第2期元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部」を総合的な推進機関とし、関係機関が連携した取組みを展開していきます。

また、同推進本部において、計画の効果的な推進に向けた協議とフォローアップ（評価・検証）を行い、計画の進行を管理します。

○ 県の水産関連部署（農林水産部水産振興課、庄内総合支庁水産振興課、水産研究所、内水面水産研究所）が一体となって、計画に掲げる各種の施策を効果的に推進するため、各部署が果たすべき役割等について随時検討・見直しを行っていきます。

また、栽培漁業センター、水産研究所、内水面水産研究所などの県有の水産関係施設は、いずれも老朽化が進んでいることから、施設の再整備を見据え、各施設に求められる機能などについて、整理・検討していきます。あわせて、栽培漁業センターの管理運営及び水産種苗の生産業務を実施している公益財団法人山形県水産振興協会の組織体制についても検討していきます。

○ 本計画の着実な推進に向け、漁業者等の積極的なチャレンジを後押しするため、オーダーメイド型の補助制度など、財政面での支援も行っていきます。

¹ 平成26年法律第103号